

小美玉市告示第 180 号

小美玉市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 5 条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、小川総合支所内都市建設部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 1 日

小美玉市長 島 田 幸 三

1. 賦課対象区域

(1) 小川第 1 負担区

- ・小川字布袋久保の一部
- ・川戸字水走りの一部

(2) 美野里第 1 負担区

- ・中野谷字西原、海道向、辰ノ口、花野井道の各一部